

自主的避難等対象区域（いわき市）から東京都に避難した申立人ら（夫婦とその子2名の世帯）について、持病をもつ妻と子1名のために良好な環境を求めていわき市に移転したという経緯や、原発事故により家族が持病を抱えた状態で避難生活を送っていることなどの原発事故後の状況等を考慮し、精神的損害が中間指針第一次追補において示された額よりも世帯全体として40万円増額された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、及び、同X4（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

1 損害項目

- (1) 避難雑費
- (2) 精神的損害（増額分）
- (3) 平成24年12月5日付東京電力プレスリリース分
 - ア 追加的費用等
 - イ 精神的損害等

2 期間

- 上記(1)につき、平成24年1月～平成25年10月末日
 上記(2)につき、平成23年3月11日～平成26年3月末日
 上記(3)アにつき、平成23年3月11日～平成24年8月末日
 上記(3)イにつき、平成24年1月1日～同年8月末日

第2 和解金額

被申立人は、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金1,080,000円の支払義務があることを認める。

（内訳）

- | | |
|-----------------------------|----------|
| (1) 避難雑費 | 440,000円 |
| (2) 精神的損害（増額分） | 400,000円 |
| (3) 平成24年12月5日付東京電力プレスリリース分 | |
| ア 追加的費用等 | 160,000円 |
| イ 精神的損害等 | 80,000円 |

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（第1項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年9月11日

（仲介委員 古澤眞尋）